

特定秘密保護法の施行に関する意見募集について あなたも意見を提出しませんか

2013年12月に成立した**特定秘密保護法**は、2014年末に施行される予定です。政府は、特定秘密保護法の施行の準備として、同法施行令案及び統一的な運用を図るための基準（案）を公表し、現在、これらに対する**意見（パブリックコメント）**を募集しています。**（提出期限：2014年8月24日（日））**

当連合会は、これまで特定秘密保護法に反対する意見を表明しており、前記の運用基準案等についても多くの問題点があることから、パブリックコメントの提出することを検討しています（これまでの当連合会の考え方を裏面に記載しています）。

また、当連合会は、特定秘密保護法に反対し又は疑問を感じている多くの市民の皆様にも、パブリックコメントへの積極的な意見提出を呼びかける活動を行っています。

運用基準案等へのパブリックコメントは、下記の方法により提出することができますので、当連合会と同じ意見を持つ方や御理解をいただける方におかれましては、御意見の提出をいただきますようお願いいたします。

【意見募集を行っている政令案・運用基準案】

- ・「特定秘密の保護に関する法律施行令（案）」
- ・「特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）」

■意見の提出先

① 電子メールでの意見提出

- ・施行令案に対する意見：sekourei1407@cas.go.jp
- ・運用基準案に対する意見：unyoukijun1407@cas.go.jp

② 郵送での意見提出

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房特定秘密保護法施行準備室 「意見募集」係 宛

③ ファクシミリでの意見提出

FAX：03-3592-2307

内閣官房特定秘密保護法施行準備室 「意見募集」係 宛

☆インターネットで、e-Gov（電子政府総合窓口）からも下記要領で意見提出ができます。

e-Gov（電子政府総合窓口）を開く → 上部のパブリックコメントの欄をクリック
→ キーワード欄に「秘密保護法」を入れてクリック → 政令案、運用基準案の意見募集項目をクリックし、下部の意見提出ホームをクリック → 指示内容に従って入力

《当連合会の考え方》

1 **まず秘密保護法は廃止すべきです（運用基準案Ⅰ 1）**

秘密保護法は、市民の知る権利を侵害するものであり、憲法第21条及び自由権規約第19条に違反する法律です。秘密保護法をそのままにして、政府案でさまざまな監視機関を設置したり、内部通報制度を設けたりしても、有効に機能する保障はありません。

2 **自由権規約委員会の勧告にしたがうべきです（運用基準案Ⅰ 1）**

本年7月24日、自由権規約委員会は日本政府に対して、秘密保護法については、秘密指定を厳しく限定すること、ジャーナリストや市民活動家が公益に関する情報を公表したことで処罰されないようにすることを勧告しました。この勧告にしたがって、政府は直ちに秘密保護法を抜本的に見直すべきです。

3 **ツワネ原則等に基づいて全面的な見直しすべきです（運用基準案Ⅰ 1）**

秘密保護法について、自由権規約第19条によって保障される表現の自由・知る権利や国際的に承認されたツワネ原則に基づいて、全面的な制度の見直しを行うべきです。

4 **政府の違法行為を秘密指定してはならないことを法律で定めるべきです**

（運用基準案Ⅱ 1 (4), Ⅲ 2 (1) 及び(2)）

運用基準案では、特に遵守すべき事項として「公益通報の対象事実その他の行政機関の法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならないこと」が盛り込まれましたが、政府の違法行為や汚職腐敗、環境汚染の事実などを秘密指定してはならないことを明確にし、公益目的の秘密の公開が処罰される事態を相当程度防ぐために、その旨を法律、もしくは少なくとも政令において定めるべきです。

5 **独立公文書管理監には秘密開示の権限がありません**

（運用基準案Ⅴ 3 (2) ウ, 内閣府令）

独立公文書管理監が特定秘密の開示を求めても、行政機関は「安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められない」とときには、理由を疎明すれば開示を拒否できるとされています。特定秘密に対する完全な開示の権限を持たないような第三者機関では、実効性がないので、必ず開示されるように改めるべきです。

6 **運用基準案の内部通報制度には実効性がありません**

（運用基準案Ⅴ 4 (2) ア(エ) 及びイ(キ)）

運用基準案では、内部通報窓口を19機関と独立公文書管理監に設置するとしていますが、法律や政令の中に、政府の法令違反について秘密指定をしてはならないという規定がない以上、公務員が、その秘密指定が秘密保護法に違反していると確信できるなどという場合はほとんどあり得ず、公益通報の実効性は全く期待できません。